

「原子力災害対策」情報 No. 2

略称 〈越境〉 ネット・富山

代表 埴野謙二

〒936-0856

富山市牛島新町6-1-905

Tel. 076-441-7843

Fax. 076-444-6093

特集：「地域防災計画」

今回は、1月29日に、末田一秀さん（「はんげんぼつ新聞」編集委員／自治労脱原発ネットアドバイザー）を講師に招いて開催した、「セミナー」の第2回を踏まえて、「地域防災計画」について取り上げる。「3・11」によって「原災法」の問題点が露呈、それを原子力安全委員会の防災指針検討WGが、現在見直しており、やがて、自治体がそれを「指針」として「地域防災計画」を作成することになるのだが、ここではいち早く、WGの見直しの問題点と、問題点を踏まえた「地域防災計画」はどうあるべきか、そのポイントを明らかにする。

フォーカス：「地域防災計画」・その1

「原災法」の問題点
＋ワーキンググループの見直しの問題点

3・11で破綻した「原災法」の問題点

1999年に起こったJCO臨界事故に、1959年の伊勢湾台風被災を契機に制定された災害対策基本法は、対応できなかった。そこで、災害対策基本法の特別法として原子力災害対策特別措置法が急遽作成された。その特徴は、①政府対策本部を設置し、国が対応②オフサイトセンターにより一元的に対応③現地に原子力防災専門官が常駐④原子力事業者の責務・役割の明確化であった。この「原災法」によって、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、総理大臣に全権が集中し、政府だけでなく、事業者や自治体を直接指揮し、災害の拡大防止や避難の指示を出せるようになった。

しかし、はじめて発動される事態となった「3・11」で、当初から指摘されてきた「原災法」の問題点が、無惨な形で露呈した。それは、大きく分けて、1、事故想定 of 甘さ、2、情報の隠蔽と統制、3、避難指示の遅れの3点である。

1、事故想定 of 甘さ

① 大事故や複合事故は想定外

JCO臨界事故では、核燃料加工工場の事故は想定外で、後手に回ったので、対象に研究用原子炉、核燃料施設、廃棄施設や輸送中事故も追加した。しかし、チェルノブイリ級事故は想定外のままだった。また、天災との複合災害については、ほとんど何も示されなかった。この想定 of 甘さが、事故対応 of 全てに影響する。

② 甘い「対策地域」指定

原子力安全委員会の「防災指針」では、「防災対策を重点的に講ずべき地域」（EPZ）は、半径8～10キロで十分としてきたが、国際原子力機関（IAEA）では5～30キロであった。もしも、あらかじめEPZが30キロ圏内であったら、「3・11」でも、避難区域や屋内退避区域の度重なる変更はなかったのではないかと。

③ なかった予防避難の考え方

IAEA が提案する予防的措置範囲（PAZ）を受け入れていれば、原発から3～5キロの範囲内では、地震発生直後から避難は開始できた。これを、2007年に福井県が原子力安全委員会に求めたが、応じなかったという経緯がある。

④ 原発に近すぎるオフサイトセンター

大事故を想定していないから、原発から5キロという避難対象区域内にオフサイトセンターは設置された。マスコミの遮断は完璧だったが、換気フィルターすら付けていなかったため、数台の衛星電話が使えた以外は、ほとんど機能しなかった。さらに、現地対策本部長の経済産業副大臣到着が翌12日未明。活動を開始したのは、停電が復旧した12日午前3時ごろで、初動時には間に合わないことが実証された。5日後には、そこを放棄し福島県庁に撤退することになった。志賀原発とオフサイトセンターとの距離も、現状では5キロであり、このままでは大事故で機能しないだろう。

2. 情報の隠蔽と統制

① SPEEDIの予測結果を隠蔽

オフサイトセンターでは、ERSS（＝緊急時対策支援システム）で事故の進展を予測し、その結果からSPEEDI（＝緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）で住民の被曝量を予測して避難の重要性を判断することになっていたのだが、ERSSを非常用電源に接続していなかったため、停電で使えなくなった。SPEEDIの結果が公表されなかった理由は、ERSSが使えなかったため原発からの放射能放出量を入力できず、仮の値で計算したからだ当初は説明されていた。ところが、そのERSSが事故直後に動いていて、その結果を基にSPEEDIで放射性物質の拡散予測も行っていたと、9月2日になって、原子力安全・保安院が認めた。姑息にも野田内閣が組閣したその日を狙って、マスコミの扱いが小さくなることを計算して公表したようである。SPEEDIの予測を速やかに公表していれば、放射線レベルの低い地域から高い地域へ避難するといった悲劇は生まれなかったはずである。

② 過小評価で情報を「一元化」し異論を黙殺

午後7時3分の原子力緊急事態宣言では「対象区域内の居住者、滞在者は現時点では直ちに特別な行動を起こす必要はありません」とのことだったが、ERSSやSPEEDIを使わなくても避難が必要であることは関係者には分かっていたはず。3キロ圏内に避難指示が出たのは「宣言」から2時間20分経った午後9時23分であり、この間に被曝被害は進んでいる。

③ 「一元化」という名の情報統制を続ける

原子力安全・保安院や東電がプレス発表する際には、必ず官邸の了解を得なければならなかった。その結果、保安院は一度は認めた「炉心溶融」を「不明」と言い換えるようになった。

マスメディアは制限区域に入らず、東京でのプレス発表をたれ流し、研究者は、情報の「一元化」を理由に、学会から「自粛せよ」という圧力がかかり、放射能汚染の状況を独自に測定して公表することを放棄した。その結果、被災者を始め、この列島に生きる全てのものが、今福島で何が起きているのかを正確に知り得ない状況が続いた。

3. 避難指示の遅れ

① 遅れた原子力緊急事態宣言の発出

国が「宣言」し、首相が「対策本部」を設置する条件が、国の指針では $500 \mu\text{Sv/h}$ であり、そもそもこの設定ではタイミングが遅すぎる。（但し、石川県の災害対策本部設置基準では、第1次本部設置が $5 \mu\text{Sv/h}$ ）

今回の「宣言」は、東電の通報から2時間あまりも経過してから出されている。これは、通報を受けた経済産業大臣が、与野党党首会談を行っていた首相に遠慮して、会談が終わるのを待ってから連絡するという、あきれほどの危機管理能力の欠如から来ているのだが、間に人を挟むほど、このように情報伝達速度が遅くなるのは間違いない。

② 国と自治体との上下関係

「原災法」では「国の原子力災害対策本部長（総理）が自治体の長や原子力事業者に指示をすることができる」とされた。従来の災害対策基本法では、「自治体の本部に国が『助言』を行う」とされていたのに、「指示」になったことで、自治体が指示待ちになり対応が遅れることになった。「原災法」は、災害対策基本法の特別法なのだから、国の指示を待たずに自治体が独自の判断で住民に指示を出すことを否定す

るものではない。自治体は判断能力を高め、いざというときは、迅速に事態に対応すべきである。

事実、「3・11」当日、福島県は、国が避難指示を出す前の午後8時20分に2キロ圏内に避難指示を出した。また、20キロ～30キロ圏内にある葛尾村が、国が屋内退避を指示する前日に全戸に自主避難を要請するなど、独自の取り組みをした自治体もあった。

③ 高すぎる避難の基準線量

避難の目安となる予測被曝線量の設定値もまた高すぎた。しかも国の指示がなされる際には、いずれも「予防措置」という言い方で言葉を濁して指示され、実際の線量はあきらかにされずじまいだった。

防災指針検討WGによる見直しとその問題点

原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループは、2011年11月1日の第7回WGで、「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」を提案した。この「考え方」は、「原災法」が露呈した問題点を見直し、避難を実施するかどうかの意志決定の仕方そのものを変えることを提案している。

1. 予め決められた判断基準に基づく避難開始を提案

「原災法」では、①原発とのオンライン緊急時対策支援システム ERSS で原発事故の進展を予測②何時間後にどれだけ放射能が漏れるかという予測結果を用いて SPEEDI で風下の地域の被曝量を予測③防災指針の避難基準と比較して、避難の要否を判断④現地対応決定会議で案を承認⑤官邸への案の上申⑥閣議決定⑦勧告・指示の公示、現地対策本部への伝達⑧住民への勧告・指示という手順だったが、「3・11」では、ERSSの結果は官邸に届けられず、SPEEDIの結果も避難の決定には用いられなかった。仮に手順通りに事が進んだとしても、被曝量の予測結果に基づいて閣議決定するようでは時間がかかりすぎる。また、被災や事故でデータが直ちに得られないような事態になれば、機能しない。そこで、「考え方」は、官邸の指示を待たず、予め決められた判断基準に基づき避難することを提案した。

2. 新しい対策区分で、よりオートマティックな避難を

PAZ

PAZ「予防的防護措置を準備する区域」（原発から5キロ）では、予め決めている「緊急事態を区分するための判断基準 EAL（エマージェンシーアクションレベル）」に該当した場合は、自動的に避難することになる。例えば、「原発が震度5以上の地震に襲われたとき」を EAL にした場合、原発に問題が起きているかどうかとは別に、即避難することになる。

しかし、「考え方」では、EAL を原子力事業者が決めるとしているところが問題である。また、PAZ 内に居住する住民に迅速に通報するシステムの確立が急務となる。

UPZ

従来の「防災対策を重点的に講ずべき地域」（EPZ）に相当する地域は、「緊急時防護措置を準備する地域」（UPZ）と呼び名を変え、範囲はおおむね30キロに拡大。計測可能な判断基準（事故の早い段階で、最適な線量回避の防護選択肢を比較する十分な余裕はないので、あらかじめそのモニタリングで使用する測定器等に対応した運用上の介入レベル（＝OIL：オペレーショナルインターベンションレベル））を設定し、それに基づき、避難、室内待避、ヨウ素剤の予防服用等を準備し、人口分布や社会環境条件（道路網等）を勘案しながら、必要に応じて段階的な避難を実施する。

なお、OIL は規制機関が設定することになるが、この設定レベルをどこに置くかが大変重要になることは言うまでもない。

PPA

問題なのは、「プルーム通過時の被曝をさけるための防護措置を講ずる区域」で、「屋内待避中心で、ヨウ素剤服用も考慮する必要がある区域」とされているのに、「考え方」では、「住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある」としながら、「防災対策を重点的に充実すべき区域」に位置づけず「放射性プルーム防護計画区域」（PPZ）を「放射性プルーム防護計画地域」（PPA）に格下げした。「福島では範囲がおおむね50キロに及んだ可能性がある」としたのみで、目安の範囲を明示していない。

3. IAEAの基準をそのまま流用することの危険性

確かに「考え方」は、遠隔地にある官邸の判断を待つて動くよりも、被災現地の判断で動き出すべきであるとした点で「原災法」の問題点を改善したと言える。これは、ワーキンググループが、独自に考え詰めた結果であれば、結構な話なのだが、もしも、手っ取り早く IAEA 基準を流用したというのであれば、この先危険である。

と言うのも、「計器の針が基準値を越えたら即避難開始」というのであれば、EAL や OIL の設定基準が、大変重要なものになってくるはずである。しかし、このまま行けば、EAL は原子力事業者にとって都合のよい数値になるだろう。OIL も、もしも IAEA にそのまま習うならば、避難と決める OIL の数値は、1000 μ Sv / h であるから、遅すぎると言っていた現行の緊急事態宣言発令の数値の2倍、平常時の2万倍の線量を示す数値に至らないと避難を決断できなくなる。これでは、遅すぎる官邸の指示よりさらに遅い基準となり、「百害あって一利なし」である。

EAL を事業者任せとし、OIL を IAEA 基準とするなら、「考え方」は骨抜きとなり、本気で避難のあり方を変えと言うよりも、巧妙に事故対応のポーズを取るだけのものにすぎなかったことが、いち早く露呈することになる。これでは、まるで、JCO 臨界事故後に、拙速的に原子力災害対策特別措置法を作ったときと同じ状況になるのではないか。私たち列島住民は、そうならないよう基準値作りに大いにコミットしていかなければならない。

4. 「考え方」を情報の隠蔽と統制の打破にも及ばせよ

ところで、本稿で初めに指摘した「3・11」により「原災法」が露呈した3つの問題点のうち、「考え方」は、どこに対応しているのだろうか。それは、主に、1、(事故想定 of 甘さ) と 3、(避難指示の遅れ) についてであり、2、(情報の隠蔽と統制) には及んでいない。では、「考え方」の考え方を、2、の問題にも適用するとどうなるか。

それは、突き詰めると、モニタリングの数値を常に公開することであり、ERSS や SPEEDI の数値を常に公開し、地域住民を始めとする一般のネットユーザーにも堂々と知らせることであり、EAL や OIL の値を越えたかどうか、素人にも一目で分かるように用意しておくことであると言いたい。これまでは、原子力施設自体がブラックボックスであり、それに合わせるように、オフサイトセンターもブラックボックスであった。そのすぐそばで暮らす住民に、情報は一切流されず、官邸へ情報を流し、判断を仰いでいた。しかし、これからは、計器の針を見て避難するのである。そうであれば、究極の姿は、計器の針を誰の目にも触れられるように常にオープンにしておくことである。

「これまでは現地住民のパニックを避けるために情報統制が必要だった」と言うのかもしれないが、事故想定をしっかりと対処方法があらかじめ詳細に考えられていれば、パニックになることはない。

地域防災計画改訂のポイント

今後、自治体が防災指針を受けて「地域防災計画」を改訂する際、その方向性をどうすべきか。それは、「3・11」で「原災法」が露呈した問題点をいかに克服するかを考えることで明らかになる。

1. 想定外なき事故想定にする

① 範囲指定を最大限にして安心できるものにする

UPZ 圏内を氷見市の一部から氷見市全域へ、さらに、PPA 圏内とされる氷見、高岡、小矢部、射水、砺波、南砺の各市へと拡大すべきである。また、PPA 圏は、県内全域へと拡大すべきである。PPA 圏外にブルームの通過がないとは言えない。PPA 圏内と圏外を区分する合理的理由はないに等しい。

② 複合災害への対応を考える

「原災法」では自然災害との複合災害がほとんど考えられていなかったため、「3・11」に対応できなかった。オフサイトセンターが停電で立ち上がらなかつたり、換気フィルターすらなく、施設を放棄せざるを得なかったように、通信、関係者の参集、物資の調達等にも支障が生じることをあらかじめ想定すべき。また、対策本部の被災、避難場所の被災、交通手段の寸断等にも備え、幾重にもシナリオが必要になる。

③ 安定ヨウ素剤を県内全戸に配布すること

原子力安全委員会の被曝医療分科会は2012年1月12日、放射性ヨウ素による甲状腺被曝を防ぐために

投与する安定ヨウ素剤を、事前に原発周辺の家庭に戸別配布すべきだとする提言案をまとめた。これを受けて県内全自治体で戸別配布を行い、事故時には、予防的服用を指示すべきではないか。

2. 情報をオープンにし、知られてまずいことを一切なくす

① モニタリング体制の強化を

「計器の針が基準値を越えたら即避難開始」というのであれば、各基礎自治体が初期対応の判断能力を向上させることが最も重要になる。まず、県内各自治体に原子力専門職員を配置すべきである。そして、すべての自治体が常時自身で線量をモニタリングし、測定結果で避難の判断ができるよう制度設計すべきである。モニタリングに関しては、自治体職員だけでなく、住民との協力体制で行うことも可能ではないか。

② 原発内部も住民が監視でき、避難の判断ができるシステムに

各自治体が志賀原発の中の状態が分かるように ERSS と直接接続できるシステムを確立して、OIL 基準値を越える可能性のある異常を視認できるようにすべきである。また各自治体は、入手した情報は直接ネットに上げたり、スピーカーで流したりして、全て公開、広報すべきである。SPEEDI の端末が県内にも設置されることになったが、この情報も、当然住民にオープンにすべきである。それが、事業者や国に情報の隠蔽と統制をさせないで、住民が原発の暴走を直接監視し、避難を独自に判断できる最良の方法である。原発内部はこれまでブラックボックスであったが、知られてまずいことは何もないように常に公開するのが本来の姿ではないか。

これはつまり、オフサイトセンターでの情報一元化を、今後は認めないということである。情報は多元化していかまわらない。官邸を介さないで住民が直接情報に触れ、判断すべきである。

3. 初動が肝心、避難指示の遅れを出さない

① 避難体制・受け入れ体制を綿密に整備すること

自治体が避難指示の遅れを出さないようにするには、上述したモニタリングや原発内部のオンラインによる監視体制をしっかり整備することである。さらにこれからは、作成する地域防災計画の中に、屋内退避及び避難等に関する指標を設定することが、各自治体に義務づけられる。この指標づくりは重要である。EAL や OIL の設定基準にもつながることだけに、原子力安全委員会の「考え方」を批判すると同時に、そこが出す防災指針の指標とは別に、住民が納得できる指標作りを、自治体と住民が協力して独自に行うべきである。

避難計画の広域化に対応する県の調整力、自治体間の連携も重要になる。きめ細やかな、災害時要援護者の避難誘導・移送体制の整備、被災時の交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での食料等の確保について極めて具体的な計画が必要になる。また、それぞれに、複合災害時の対応も想定しなければならない。さらに、避難後の長期的な生活支援も計画の中になくてはならない。これが、「3・11」を経験したこの列島上の自治体の責務となった。

また、避難とは逆に、能登半島からの住民の避難を海上輸送で行う際、富山湾岸自治体が、港湾への受け入れ体制を取ることも念頭に置かねばならない。石川県や石川県の基礎自治体と連絡を取ってしっかり準備を進めるべきである。

4. 計画立案のプロセスを住民に対しオープンにする

① 住民と連携して「計画」を立てる

「考え方」には、地域防災計画等を立案する際に、関連する地域の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、その決定プロセスへの参加を確保することが重要であると書かれている。「3・11」後の地域防災計画は、地域住民のコミットがないと、立案できまい。地域防災計画は、もはや、自治体職員が単独で立てるものではない。住民と連携して初めて立てられるのだ。立てられた計画は、住民との間で絶えず見直され、不断の改訂を必要とするものになるだろう。

※なお、この間の富山県防災会議の議論の問題点の指摘及び、それを踏まえた「地域防災計画」改訂のポイントの明示は、次号で行うことを予告しておく。

県内自治体議会議員 諸氏へ

原発問題についての認識を、よいいっそう深められんことを!!

私・たちのメンバーである反原発市民の会・富山が、昨年 12 月、県内全ての自治体議会に「陳情」を行った。

「陳情」の趣旨及びその結果は、下記の一覧の通りである。

表・1 県内自治体 12月議会への「陳情」結果 一覧

反原発市民の会・富山 2012/1

陳情内容	位置付け	事業者の提案に対する	自治体	陳述	結果	取り扱い
1、隣接県として、原子力災害対策と一体となった地域防災計画を策定すること。	全市域をUPZに	「拒否権」を認めさせる	氷見市	なし	審議せず	付議せず要望扱い
	UPZに準ずる地域	「同意権」を認めさせる	高岡市	なし	審議せず	
	UPZに準ずる地域	「同意権」を認めさせる	南砺市	なし	審議せず	
2、県内全域を、UPZないしUPZに準ずるものと位置付け、北陸電力と安全協定を結び、停止中の原発の再稼働等、事業者の提案に対する「拒否権」を、事業者に認めさせること。	UPZに準ずる地域	「意見表明権」を認めさせる	富山市	なし	審議せず	
	UPZに準ずる地域	「意見表明権」を認めさせる	魚津市	なし	審議せず	
	UPZに準ずる地域	「同意権」を認めさせる	射水市	なし	審議せず	付議せず要望扱いとし、全議員へ写しを配布する
3、1・2を実現をさせる過程で、「県下の他の自治体と連携を図る仕組み」及び、「市民の意見表明が可能となる仕組み」を作ること。 以上のことを知事に要請してください。 (県への陳情内容)	UPZに準ずる地域	「意見表明権」を認めさせる	滑川市	なし	審議せず	
	PPAに準ずる地域	「求説明権」を認めさせる	黒部市	なし	審議せず	
			富山県	なし	審議のみ	
	UPZに準ずる地域	「同意権」を認めさせる	砺波市	なし	審議のみ	
	UPZに準ずる地域	「同意権」を認めさせる	小矢部市	なし	保留	
	PPAに準ずる地域	「求説明権」を認めさせる	上市町	なし	○ 採択	
	PPAに準ずる地域	「求説明権」を認めさせる	立山町	あり	○ 採択	
	PPAに準ずる地域	「求説明権」を認めさせる	入善町	なし	○ 趣旨採択	
	PPAに準ずる地域	「求説明権」を認めさせる	朝日町	なし	○ 採択	
PPAに準ずる地域	「求説明権」を認めさせる	舟橋村	なし	次期議会		

この結果を、私・たちはどう見るべきなのだろうか?——一方でそれは、反原発市民の会—それにとどまらず、富山県内の反／脱原発運動の力量の弱さの無残な帰結を示しているのだろうか?それとも、それは、県内自治体議会の貧しさの無残な帰結を示しているのだろうか?

むろん、私・たちにとっては、たとえ前者の帰結を示していようと、さらに全ての原発の廃炉をかちとることへ向けて、よいいっそう努力することは、いわば自明のことである。

しかし、そのこととは別に、残念ながら後者の帰結を示していると受けとめることが避けられないことに、注意を払うべきである。それが単に私・たちの主観によるものではないことの根拠を示すものを、以下に提示してみる。——以下の表・2に提示するのは、県内自治体議会の「議会改革」の現状の一端である。各地で進められている自治体「議会改革」に比して、県内自治体のその遅れの著しさは歴然としている。

私・たちは、県内自治体「議会改革」の弱さを鬼の首を取ったように、触れ回りたいわけではない。とりあえず、原発の問題に限定して言えば、以下の点だけは、逃れようもない事実である。—すなわち、県内自治体議会の議員は、県議会議員をのぞいて全て、直近の選挙で原発に対する姿勢・意見をめぐって、住民に支持されたわけではない。また、県議会議員の場合は、少なくとも県の「地域防災計画」の中の「原子力災害対策」を「選挙の争点」として掲げ、それをめぐって争ったわけではない。

ストレートに言おう!——富山の住民は、どの自治体レベルの選挙においても、原発問題をめぐって議員を選出する機会をもったわけではないのだ。というより、現時点での全ての自治体議員は、原発問題に対する自分の姿勢・意見を明示しないままに、議員となっているのだ。

県内自治体議会の議員諸氏よ!この現実を我が事として受けとめることを、私・たちは、求める。そして、その認識の上に立って、県内の全ての住民の「安心・安全」のために、自らの原発に対する姿勢を、どのように定めるかを、改めて真摯に見直すことを求める。

表・2 「自治体議会改革の現状」－市民参加について 県内の動向

Q 09【請願陳情における市民の提案説明】(1) 市民の説明の可否

請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく) 提出者として市民が希望した場合、会議で直接説明すること(趣旨や意見を聴く機会)を認めていますか? (一つお選びください)

	全体		都道府県		政令市		特別区		市		町村	
全体	1692	100.0%	47	100.0%	19	100.0%	23	100.0%	764	100.0%	839	100.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することは想定していない	932	55.1%	23	48.9%	7	36.8%	10	43.5%	395	51.7%	497	59.2%
2. 請願または陳情の内容によって、議会(委員会)側が必要と判断する場合に、提出者として市民が直接説明する機会(趣旨や意見を聴く機会)を設けることがある	609	36.0%	14	29.8%	4	21.1%	8	34.8%	292	38.2%	291	34.7%
3. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が直接説明することを認めている	151	8.9%	10	21.3%	8	42.1%	5	21.7%	77	10.1%	51	6.1%

Q 09【請願陳情における市民の提案説明】(2) 市民が説明する機会

2010年1月1日～12月31日の間で、請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく) 提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を聴く)機会がありましたか? (一つお選びください)

	全体		都道府県		政令市		特別区		市		町村	
全体	1692	100.0%	47	100.0%	19	100.0%	23	100.0%	764	100.0%	839	100.0%
無回答	3	0.2%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
1. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することを想定していないので、市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を聴く)機会は無かった	912	53.9%	21	44.7%	6	31.6%	10	43.5%	384	50.3%	491	58.5%
2. 請願または陳情の提出者が希望しなかったため、市民が会議で直接説明する機会は無かった	124	7.3%	5	10.6%	1	5.3%	1	4.3%	41	5.4%	76	9.1%
3. 議会(委員会)の判断として、市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を聴く)機会は無かった	246	14.5%	9	19.1%	1	5.3%	5	21.7%	117	15.3%	114	13.6%
4. 請願または陳情の提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を聴く)機会があった	333	19.7%	12	25.5%	10	52.6%	7	30.4%	195	25.5%	109	13.0%
5. 請願または陳情(もしくは、審査するとした陳情)の提出は無かった	74	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	26	3.4%	48	5.7%

Q 10【公聴会・参考人】(1)

2010年1月1日～12月31日の間で、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか? (複数回答:「1」または、該当するものをすべてお選びください)

	全体		都道府県		政令市		特別区		市		町村	
全体	複数		47		19		23		764		839	
無回答	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
1. 2010年1月1日～12月31日の間で、公聴会の開催や参考人招致は行わなかった	1469	86.8%	12	25.5%	10	52.6%	20	87.0%	645	84.4%	782	93.2%
2. 公聴会を開催した	5	0.3%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	4	0.5%	0	0.0%
3. 参考人招致を行った	219	12.9%	35	74.5%	9	47.4%	3	13.0%	116	15.2%	56	6.7%

Q 11【市民との対話の場】(1)

2010年1月1日～12月31日の間に、議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会主催の意見交換会、懇談会、議会報告会等、議会として市民と直接対話する機会は、何回ありましたか?

	全体		都道府県		政令市		特別区		市		町村	
全体	1692	100.0%	47	100.0%	19	100.0%	23	100.0%	764	100.0%	839	100.0%
無回答	8	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	7	0.8%
「=0」	1263	74.6%	30	63.8%	16	84.2%	20	87.0%	575	75.3%	622	74.1%
「>0」	421	24.9%	17	36.2%	3	15.8%	3	13.0%	188	24.6%	210	25.0%

Q 11【市民との対話の場】(2)

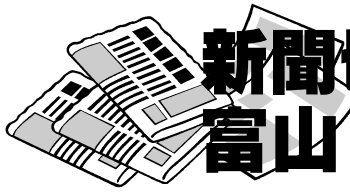
市民と直接対話する機会があった場合、どのような機会(※)として設定されたものかお答えください。(複数回答:「1」または、該当するものをすべてお選びください)

	全体		都道府県		政令市		特別区		市		町村	
全体	複数		47		19		23		764		839	
無回答	1271	75.1%	30	63.8%	16	84.2%	20	87.0%	576	75.4%	629	75.0%
1. 議会報告会として	201	11.9%	2	4.3%	1	5.3%	0	0.0%	85	11.1%	113	13.5%
2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として	216	12.8%	12	25.5%	0	0.0%	3	13.0%	97	12.7%	104	12.4%
3. 住民の誰もが参加できる場として	158	9.3%	6	12.8%	2	10.5%	0	0.0%	69	9.0%	81	9.7%
4. 特定テーマについての意見交換の場として	174	10.3%	13	27.7%	3	15.8%	0	0.0%	89	11.6%	69	8.2%

上記の問に対する県内自治体議会の回答

市民参加について	富山県	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町
Q 09-1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1
Q 09-2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1
Q10	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Q11-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Q11-2									1							

自治体議会改革フォーラム「議会改革白書」2011年版(生活社)



新聞切り抜き帖 富山・石川県内自治体／議会情報

放射性ヨウ素防護

滋賀県、全域に拡大

独自予測 UPZも最大40キロへ

国が原発から半径五十キロとする見通しで、屋内退避や安定ヨウ素剤服用などの対策をとる「放射性ヨウ素防護地域（PPA）」の範囲について、滋賀県は三日、独自で実施した放射性物質の拡散予測に基づき、五十キロを超えて県全域に拡大することを明らかにした。

県は国が半径二十キロも最大約四十キロまで広げる方針で、策定中の地域防災計画に盛り込

み国に報告する。ヨウ素剤の配備方法などは未定。

県は隣接する福井県で、東京電力福島第一原発と同等の事故が起きた場合を仮定して予測。滋賀県の大部分で甲狀腺被ばく線量が五〇ミリシーベルト以上となる可能性があるというデータが出ていた。

滋賀県の動向に注目!!

小矢部市 全市民分 県内市町村で初めて ヨウ素剤独自備蓄へ

富山県小矢部市の桜井市長は二十七日、井森夫市長は二十七日、定例記者会見で、原子力防災対策として、安定ヨウ素剤を備蓄する方針を明らかにした。早ければ市議会三月定例会にも費用を盛り込んだ補正予算案を提案する。独自に備蓄すると表明した市町村は県内では初めて。

桜井市長は会見で「安定ヨウ素剤は高価でもないのに、できれば三月補正で備えていきたい」と述べた。市によると、市民一人当たり二粒を市の防災備蓄倉庫に保管する。費用は四十万円程度の見込み。放射能の影響を

受けやすいとされる子どもたちに素早く対応できるよう小学校などへの配備も検討する。

市によると、国の指針では県がヨウ素剤を備蓄することになっており、石川県羽咋市や中能登町など独自に備蓄する市町村もあり「国の対応を待っていても遅いと判断した」と説明する。

（総務課）と説明する。（萩原誠）

小矢部市 「国の対応を待ってはいは遅いと判断した」

射水市 「国や県の対応を待ってはいは遅いと考え、市民の安全安心を優先した」

射水市も独自にヨウ素剤備蓄へ 新年度予算に計上

富山県射水市の夏野元志市長は二日、原子力防災対策のため、安定ヨウ素剤の備蓄費用を二〇一二年予算案に計上する方針を明らかにした。富山県内の市町村で、独自備蓄の表明は小矢部市に次いで二カ所目。

夏野市長は「国や県の支援があるなしにかかわらず、子どもや妊婦を優先し、できるだけ多くの市民に配布できるようにしたい」と述べた。備蓄量や場所などは検討中。

国もヨウ素剤の備蓄や管理の方法を検討中だが、危機管理を担当する市総務課は「国や県の対応を待ってはいは遅いと考え、市民の安全安心を優先した」と話している。

射水市は志賀原発から市境まで最短四十三キロ。国の示した安定ヨウ素剤の備蓄が必要なのは、原発から五十キロ圏の放射性ヨウ素防護地域に、市域の三分の二が含まれる。（飯田克志）